

全日本動物専門教育協会会員向けの賠償責任保険

〈施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険〉



安心補償5つのポイント

1. 業務従事者の人数により保険料を算出！

分かりやすく業務従事者1名ごとの保険料設定となっています。

2. ペット関連業務に起因する賠償に備えます！

送迎中も含め、業務中に預かったペット（犬・猫に限る）に与えた損害も対象となります。

3. 施設の管理等に起因する賠償にも備えます！

漏水事故での賠償も対象となります。



4. 法律上の賠償責任が無くても一定の見舞金をお支払いします！

受託動物が突然死したことにより、お見舞金を支払うとき（10万円限度）もサポートいたします。

5. 訴訟に関する費用も補償します！

文書作成費用等の支出した費用も対象となります。

補償内容

施設所有（管理）者賠償責任保険 身体財物共通 1事故につき 3,000万円

（免責金額1万円）

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が行うペット受託業務の実施にあたり、被保険者が所有、使用もしくは管理する事業施設の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務中のミスによって、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

例えば… ペットを受託中、目を離した隙にペットが逃亡してしまい、通行人を噛んでしまった！

受託者賠償責任保険

1事故20万円・保険期間中 200万円 （免責金額5,000円）

被保険者が行うペット受託業務の実施にあたり、預かったペット（犬、猫に限る）に死亡・ケガをさせたしまった場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

例えば… トリミング中にペットを施術台から落としてしまい骨折させてしまった！



見舞金費用

1事故・保険期間中 10万円 （免責金額1万円）

被保険者が顧客より受託したペット（犬・猫に限る）が突然死したことにより、慣習としてお支払いされる見舞金を補償いたします。（実費）

初期対応費用

1事故・保険期間中 50万円 （免責金額1万円）

事故により被保険者が負担した、事故現場の保存・取片付け費用、事故状況の調査費用等を補償いたします。

訴訟対応費用

1事故・保険期間中 50万円 （免責金額1万円）

日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して、被保険者が支出した文書作成費用、再現実験費用等を補償いたします。



裏面もご確認ください

